

一人ひとりの人権が尊重される津市を目指して 

平成21年度津市人権施策

推進計画

進捗状況評価書



津市人権施策審議会

目 次

1. 平成 21 年度の人権に関する施策の取組状況について
・・・ P 1
2. 総合的な評価・提言
・・・ P 3
3. 施策別の評価・提言
・・・ P 5

1. 平成21年度の人権に関する施策の取組状況について

人権が尊重される津市の実現に向けて、津市人権施策基本方針および、津市人権施策推進計画に基づき実施した施策の取組状況は、以下のとおりである。

基本施策

・人権啓発の推進

人権問題講演会、男女共同参画フォーラム、広報紙へのコラム掲載や折込などを通して広く住民に啓発した。職員や学生に関する研修などにも取り組んだ。企業への啓発についても取り組んだ。

・人権教育の推進

保育所・幼稚園には紙芝居、小中学生には、ステップアップ事業や出会い学習などその年代に応じた学習がされた。また、指導者にも各所での連携を図ったり、さまざまな人権課題に関する研修を講じたりした。

・相談・支援体制の充実

スクールカウンセラーを活用した児童生徒の相談、女性弁護士による女性のための相談、あそびの広場での育児相談など、各部署でそれぞれの部署に応じた相談体制をとった。

・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

今後を見据えて市内の運動施設のバリアフリー^{*1}化の調査、公園や学校などのバリアフリー化に取り組んだ。また、津市ユニバーサルデザイン連絡協議会との協働によりユニバーサルデザイン^{*2}（以下、UDという。）の周知・啓発をするなどソフト面にも取り組んだ。

・市民活動の組織などとの連携の推進

地域で人権に関する取組みを行っている団体を支援したり、施設や情報を提供したりした。

分野別施策

・同和問題

隣保館などにおいて、住民のニーズに合わせた講座や各種相談など、さまざまな事業を展開したり、情報紙を発行したりして、利用者の交流を図った。また、体験学習や社会見学の受け入れなどにより、地域の取組みを紹介した。

・子どもの人権

休日・夜間の応急診療所を設置したり、各関係機関と連携したりして、子どもや保護者から、さまざまな形で相談を受けられるよう事業を展開した。また、医

療費助成や一時保育などの支援、地域で子育てをできるような環境整備を行った。

- ・ 女性の人権

情報紙やイベント、研修会を通じて、住民・企業・市職員に対する啓発を行った。就業形態の多様化に応じて、また、個々の家庭のニーズにあわせて保育事業を行った。さまざまな医療費助成や相談事業で女性の社会進出の支援を行った。

- ・ 障がい者の人権

学校・園では、それぞれの子どもに応じた支援方法を検討し、介助員を配置した。障がい者の地域での生活を支援するため、交流会や自宅の改造、小規模作業所への補助など、さまざまな施策に取り組んだ。

- ・ 高齢者の人権

高齢者の要介護状態への進行を予防する事業を行うとともに、要介護者が安心してサービスを受けられるよう事業所に実地指導などを行った。高齢者が生きがいを見出せるようさまざまな講座を開設したり、老人クラブなどを支援したりした。

- ・ 外国人の人権

外国人が地域で安心して生活ができるよう、外国語によるさまざまな案内や通訳の配置、日本語教室や外国人支援コーディネーター活動などの事業を展開した。

- ・ さまざまな人権課題・その他の人権

休日・夜間の応急診療所を開設し、住民の安全の確保を図った。広報紙などでさまざまな人権課題の啓発を行った。

2. 総合的な評価・提言

施策の進展度評価

年度	かなり進んだ	進んだ	ある程度進んだ	あまり進まなかった	進まなかった
21年度	A	B	◎	D	E
22年度	A	B	C	D	E
23年度	A	B	C	D	E
24年度	A	B	C	D	E
25年度	A	B	C	D	E

基本施策の中では、人権啓発の推進と人権教育の推進に関しては、概ね進んでいると思われる。住民・企業・市職員の人権意識の高揚は、一度の啓発でできるものではないため、繰り返し継続していくべきである。また、啓発から一步進めて、住民・企業が主体的に市の事業に協力できる土壌を作ることも必要である。学校などでは、出会い学習などを通じて、子どものころから自らの人権を実感できる取組みをなお一層進め、積極的に地域と連携しながら人権教育を進めていかなければならない。相談・支援体制の充実に関しては、相談内容が複雑多岐にわたるため、相談者が簡単に、また安心して相談できる体制が整っていないように思える。相談者をワンストップして、的確な部署に導くシステムが必要ではないか。ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関しては、利用者・当事者の声を聞きながら、もう一度まち全体を見直して、UDに取り組んでいく必要があるのではないか。ハードもソフトもすべてがやさしいまちづくりを目指してほしいものである。市民活動の組織などとの連携の推進に関しては、部署によって取組みの違いが感じられ、行政主導で進められているところが多いため、まだまだこれからというところである。

分野別施策の推進では、同和問題に関しては、特別措置法失効後もさまざまな事業がなされているが、今後もなぜ事業が必要なのかを住民に周知しながら継続していくべきである。子どもの人権に関しては、子どもを権利主体として捉えて、必要な事業とそうでない事業をよく見極めていかなければならない。ただ、取組みの姿勢は評価できる。女性の人権に関しては、10年前に比べて法律や制度面では、進んできてはいるものの、日常生活のうえでは性別役割分担意識が残っている。女性の人権は総人口の約半数が女性であることから人権侵害と認識できない場合が多く薄まりやすいことを認識し、差別をなくしていかなくてはならない。

障がい者の人権に関しては、もっと当事者の意見を取り入れて施設改造をするなどして、社会参加を促していくとともに、障がい者を社会の構成員としてみんなが認識できるようにハード、ソフト両面に取り組むべきである。高齢者の人権に関しては、今後の高齢社会の進展を見据えて、それぞれのニーズを把握したうえで介護支援の充実を図り、それとともに要介護に進行しないよう予防にも取り組んでもらいたい。外国人の人権に関しては、日本語教室など現在も取り組んでいる事業を継続することももちろんだが、地域の住民として受け入れていく施策にも取り組んでいくべきである。さまざまな人権課題・その他の人権に関しては、基本施策や分野別施策から漏れているが、重要な物が多くあるのでの的確に対応できるよう啓発したり、環境の整備をしたりしていく必要がある。

人権問題は、複雑多岐にわたるため、人権に関する条約など世界の動向やそれにとともなう国内法の整備に注視しつつ、それぞれの事象ごとに対処していかなければならない。また、津市に住み、働き、学ぶすべての人に啓発や教育を地道に続けることにより、差別を許さない力をつけていくことも大切である。このことを踏まえ、一人ひとりの人間の尊厳が守られる津市が実現できるよう期待して、今後の施策を見守りたい。

3. 施策別の評価

施策の体系：基本施策 施策分類：人権啓発の推進

評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

例年行われている事業ではあるが、小中学生の人権ポスター、作文、標語募集の取組みは、このことを通して自分の生き方を考えることにつながるきっかけとなる大切な事業である。どこかにある問題ではなく、自分と深くかかわっていることとして捉えることができるよう進めたい。地域人権啓発事業などの講演会を各地域で開催するとともに、ふだん隣保館を訪れない人の人権意識の高揚を目的として白山で開催されたおたのしみ連続講座（年7回開催）は評価できる。三重短期大学の人権講義に多くの学生が参加したことは、学生自身の人権意識を高め、また将来の地域指導者育成を図ることにつながり評価できる。人権教育講演会については、自治会連合会の協力のもと町内7ヶ所で開催するなど、きめ細かく開催したことは評価できる。しかし、参加者の年代や顔ぶれが固定化してきていることには解決のために工夫が必要である。津市独自に市内の企業を直接訪問し、企業の社会的責任（CSR）などについて啓発を行ったことは評価できる。特に中小企業への啓発が必要である。「さまざまな人権について、1回の訪問ですべてを啓発することは困難です」と事業報告にあるが、今後企業向けの研修会の開催も検討すべきである。人権啓発については各事業所で創意工夫をし、地域住民、小中学生などに参加を促し、積極的に取り組まれている。啓発から一歩進めて、多くの人々が主体的に事業にかかわることにより、各自の生き方につながるよう深めていきたい。また、職員の研修は、参加職員の知識で終わることなく、参加できなかった職員への知識の共有が図られるべきであり、その体制整備も含めて研修の在り方を再考すべきである。

2 今後の取組についての提言

人権意識の高揚は一度の啓発で効果が出るものではない。啓発の継続は大切である。現実にさまざまな新たな人権問題が起きている今、あらゆる年代、地域、学校、職場に対して人権啓発が必要とされている。特に企業に対して人権意識の啓発を継続すべきである。いずれにしても人権啓発の推進には関係機関との連携や地域住民との協働は欠かせない。

施策の体系：基本施策 施策分類：人権教育の推進

評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

人権教育の推進に向けて各部署で、子どもたちの活動を支援する事業、子どもたちにかかわる指導者などを対象にした事業、これらを支える施設や地域づくりに視点をあてた事業など、さまざまな事業が報告されている。

子どもたちの活動を支援する事業では、保育所・幼稚園での小さいころから感性を育む物事の基礎となるような取組み、子どもたちが実感でき、自分のことと重ね合わせながら考えることのできる体験活動や出会い学習などの取組み、中学校友の会・青少年友の会などの交流会や「子ども人権フォーラム」の開催で、なかまを縦にも横にもつなげる取組みなど幅広い事業が展開されていて、子どもたちの人権教育をととても大事にしていることが伝わってくる。

子どもたちにかかわる指導者などを対象にした事業でも、たくさんの講座や研修会など、さまざまな手法で人権の課題について学ぶ機会が設けてあることや保幼小中や地域との連携を大切にした取組みはとても素敵なことである。

施設や地域づくりに視点をあてた事業では、さまざまな立場の人が安心して参加できる施設づくりや地域に根ざした公民館などでの活動をさらに発展させていってほしい。

2 今後の取組についての提言

毎年、成果と課題をきちんと把握し、次年度の方向性に役立てていただきたい。その上で開催目的を明確にするとよいのではないだろうか。それには、事業対象者の感想や表情、つぶやき、その後の活動などをつかんでおくことが大切になってくると思う。

人権教育を推進する上で、さまざまな手法が考え出されているので、対象者のニーズ、状況、参加者数などに応じて選択していくことも必要である。特に人との出会い（交流会や出会い学習など）や体験を通じた活動で子どもも大人も、より素敵な自分になることを目指したい。

施策の体系：基本施策 施策分類：相談・支援体制の充実

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

虐待、母子自立支援、ドメスティック・バイオレンス^{※3}（以下、DVという。）被害女性、外国人住民の生活・教育相談など、内容が複雑・多岐にわたる相談であることが事業報告から確認できる。このような多様な人権問題の相談は関係機関との協働により人権相談事業として取り組んでいる姿勢が見られる。しかし、現場では、人的問題、時間の問題、専門職員不足など問題も山積されているように思われる。また、窓口が非常に多いため、相談者が迅速に相談できるシステムもできていないように感じる。相談者の抱えている問題は深刻であり、不安があるからこそ相談に来るのだと思う。相談を担当する部署は、内容によっては、非常に繊細であり、極めて個別的な対応が求められるため、職員・担当者の戸惑いが感じられる。

2 今後の取組についての提言

担当職員の増員は不可能だろうか。特に専門の担当者の増員が必要だと思う。例えば外国人住民に関して言えば、既に日本で出産されている人、異国で不安な生活をされている人、言葉がわからないために窓口に来られない人などケアが必要な人がいる。また、女性や子どもに関して言えば、家庭内においてDV、ネグレクトなどのような問題は一時を争う。そのため、当事者の意見を素直に聞き（予算の関係とか言わず）地域のネットワーク、情報を多元的に聞き入れられる部署に相談窓口を一元化すべきではないかと思う。現在の状況では、相談者がどの部署に行き、誰に相談してよいものか非常に複雑になっていると感じる。各相談に適切に対応できる専門の担当者の増員が急務だと思う。また、相談を受ける専門職員を育成する研修だけではなく、相談に十分に時間をかけて、誠意のある対応ができるよう市職員の労働環境の整備も課題として考えられる。そして、市民団体と連携する活動を住民へわかりやすく情報公開する機会を設けることも重要な課題であると考えられる。

施策の体系：基本施策 施策分類：ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
評価ランク：D（あまり進まなかった）

1 取組の評価

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例に基づき、津市の公共建築物、駅舎、ターミナルの新築、改修の整備基準の順守が事前協議の段階で進められている。不特定多数の人が利用する建物の整備基準の適合率は面積規模が小さいほど、低い結果になっている。学校施設維持補修事業については、最低限のバリアフリー化が進んでいない箇所が多いため、UDのまちづくりを推進することが大切である。特に津・河芸・芸濃・美里・安濃地域の公共施設について進めてほしい。近未来に津市でも地震発生が予測されているが、社会的弱者への対応（マニュアルなど）は、どうするのか？スポーツ施設の一つに市民プールがあるが、障がい者（車イス使用者）にはバリアが存在して、利用できない現実があることも認識しなければならない。

なぎさまちなどの新しいまちや新しい施設はバリアフリー、UD化もできていて、とても良い。

2 今後の取組についての提言

まち全体を見ながら優先順位を決めUD推進を行う。特にハード面のUD化は、当事者の意見を聞き入れながら、施行していったらどうか。何のためにUD化するのか、誰がバリアフリーの対象なのかを考えればおのずから見えてくると思う。公園内などのトイレ改修は周りの環境、動線を考えて改修すれば、年々増える高齢者にも対応できるのではないだろうか。

近年学校教育の一環でUD授業が行われるなど、学校はソフト面で、非常に熱心に取り組んでいる。しかし、教育機関、公共施設（公共施設に準ずる施設）などの改修については、車イス使用者がトイレに行けないなど、まだまだ課題がある。ほとんどの学校は非常時の避難場所になっているので、早急な対応に努められたい。

障がい者福祉サービスのUD化は、順調に進んでいるようだ。今後も継続して取組みを進められたい。

施策の体系：基本施策 施策分類：市民活動の組織などとの連携の推進
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

津市の同和問題に関する人権啓発・学習事業は市民活動組織と連携、協働しながら実施されている。この事業は自治会などの地域組織や津市人権・同和教育研究協議会の各支部などが連携し、隣保館、教育集会所、公民館などの地域資源を活用することにより、住民の各年齢層に対して行われている。また、子どもの人権に関する事業などにおいても市民活動組織との連携があり、行政では対応できない小規模な市民活動組織とのネットワークづくりにおいて、実績を積んでいる。しかし、部署によっては、まだまだ協働や連携の問題を模索している段階である。協働のための組織を育成する目的ではなしに、個人を育成の対象にした場合、行政主導の取り込み型の協力者の育成になってしまうのではないかと思う。

2 今後の取組についての提言

関係団体との連携もさることながら、取組みの結果により効果を生み出していくためには、その地域の市民団体との協働が重要になると思う。

協働はフラットな関係で成立する。対等は官主導型では決してありえない。ともに一つの目標に向かって創り合っていくパートナーだから、行政にすれば、面倒な取組みにもなる。しかし、確実に市民団体に力がついていくはずだから、先々自分たちに結果は戻ってくる。津市に責任を持てる市民を増やしていくために、協働は大事な在り方だと考える。

施策の体系：分野別施策 施策分類：同和問題

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

同和問題の解決に向けて各部署で、ハード面・ソフト面に視点をあてたさまざまな事業が報告されている。特に施設面では、同和対策にかかわる法律が平成14（2002）年に失効してから一般対策事業の中で、経済的・社会的な弱者に視点をあてた大切な事業として継続していることは、素晴らしい施策だと言える。今後もぜひ、状況判断をしながら、改善も含めて続けていただきたい事業である。

識字学級^{*4}、文化祭、地域交流、社会見学の受け入れ、フィールドワーク、相談事業なども目的がぶれないよう、これまでと同様に継続した取組みを推進されたい。

差別事象への対応では、さまざまな機関・団体とこれからも連携して、アンテナを高くしながら情報をつかみ対処されたい。

2 今後の取組についての提言

毎年、成果と課題をきちんと把握して、次年度の方向性に役立てていただきたい。その上で開催目的を明確にするとよいのではないかと考える。それには、事業対象者の感想や表情、つぶやき、その後の活動などを、こちらでつかんでおくことが大切になってくると思う。

今後も、事業展開と同時に、この事業がなぜ必要なのかということ、事業対象者が誰なのかということをも丁寧に住民に知らせていく必要があると思う。そのことを怠ると、「ねたみ差別」のような現象が払拭できないと考えるからである。

同和問題と直接関係がないように感じる事業も、その事業の効果によって部落差別をなくす取組みにつながっていることを明確にしていくことも大切だと思う。

施策の体系：分野別施策 施策分類：子どもの人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

こども総合支援室は子どもの権利条例づくり、児童虐待防止等ネットワーク会議、子育てボランティアの活用促進などの事業を市民活動の組織などとの連携により、子どもの権利についての認識を広く住民と共有して進めている。このことは画期的なことである。また部署によって、事業によって温度差はあるが、総じて取組みの姿勢は評価できる。

2 今後の取組についての提言

気になったことの一つに、かつては必要でつくった組織との関係がある。関係団体の補助金を例とすると、これを機械的に継続させるのではなく、必要性やニーズを捉え直すために実態調査をして、これからの方向性を検討することなどが大切ではないだろうか。そして、批判を恐れない思い切った改革や廃止などの英断が必要と思える事業があった。

大人目線の健全育成ではなく、子どもの権利条約にうたわれている精神である子どもは「権利主体」という概念がすべての事業の土台になることが重要だと思う。子どもを客体としてみるのではなく、主体にしていくまなざしこそが子どもの人権を保障していくことになるのではないだろうか。

施策の体系：分野別施策 施策分類：女性の人権

評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

さまざまな啓発活動が実施されており、ある程度評価できる。しかし、女性の人権は人類の半数が女性であることから、人権侵害と認識できない場合が多く薄まりやすい。女性の人権は、すべての人々がもっとも身近に携わる人権であり、他の人権問題に共通するものでもある。女性の人権とうたいながら、企業啓発においては、特化できなかったという反省があるのは評価できない。政策・方針決定の場への女性の登用推進については、女性登用率30%以上という目標値を持ちながら、60審議会のうち31審議会が未達成という現実がある。公募枠に女性枠を設けるなどしてできる限り女性登用に努めているとあるので、今後に期待したい。女性の就業に関して、関係機関との連携のもと、男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとあるが、企業啓発事業1件のみであり効果が期待できない。休日保育、病児・病後児保育については、1ヶ所の施設のみではあまりにも少なすぎる。一時保育も含めたこれらのサービスについては、今後ニーズが高まるものと考えられる。職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント^{*5}防止対策の実施については、すべての職場（学校を含む）でセクシュアル・ハラスメントについての研修の機会を持つ必要がある。男女共同参画の取組みは10年前に比べずいぶん進んできている。講演会、フォーラムなど創意工夫をしつつ開催されている面は評価したい。ただ、その時限りのものでなく、自分の暮らしと結びつく意識の深化を目指したい。

2 今後の取組についての提言

男女共同参画フォーラム開催にみられるように、今後もイベントの開催などを通じて、多くの人々が何かを得られる場であるよう工夫してほしい。住民が客体でなく主体として取り組む企画を作り、発展させてほしい。

女性の人権に関しては、多くの人に認識を持ってもらうため、情報誌「つばさ」の配布を自治会配布としてはどうか。

DVは重大な人権侵害である。暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図りたい。

女性の労働環境が向上するよう、女性の人権について企業への啓発を行うべきである。

男女共同参画は、全庁で取り組む問題であるという共通認識を持ち、常に施策に取り組むときは念頭におくべきである。

施策の体系：分野別施策 施策分類：障がい者の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

小規模作業所通所事業・職親委託事業について、障がい者の就労の面ではまだまだ理解されにくいのが、今一步踏み出して継続していただきたい。

総合的な学習などにおける障がい者理解の教育推進・特別支援教育研修について、障がい者の人権などの取組みは学校間の温度差がある。

障がい者にとって、広域になり過ぎた津市の場合は、学習・交流時の移動手段が問題となっているのが現状である。

障がい者に関する啓発活動推進事業での情報や広報紙などは、声のサービスタクソンなどを利用している人がいる。しかし、津CATVでさまざまな施設の紹介をしているが、そこでは障がい者が利用できる情報は少ない。

2 今後の取組についての提言

多くの課が障がい者の事業に取り組んでいるのはわかるが、あくまで一般の人から見た取組みであるように思われる。当事者側の意見を反映できるシステムを作ることを検討すべきである。

スポーツなどの事業も、現状では障がい者の参加は難しい。ハード・ソフト両面に取り組んでいただきたい。特にスポーツ指導員と障がい者スポーツ指導員との交流がないので、相互に情報交換をすべきである。

事業を組む前に当事者の意見を聞くことで、気づかなかった大切なことに出会うことがある。当事者が個性を発揮できる場や意見を聞く場があれば、それは人的資源を活用することになる。障がい者も“同じ住民”なのだから、その障害は個性の差であるということを基本に考えていくべきである。自分の意思表示ができる人は良いが、言いたくても主張できない人もいることを考えて、さまざまな施策を継続していくべきである。

施策の体系：分野別施策 施策分類：高齢者の人権

評価ランク：B（進んだ）

1 取組の評価

老人クラブ助成は助成金交付で終わってはいけい。クラブ間の交流や情報交換などの機会の提供も考えられる。また、高齢者がその経験をいかして社会に貢献できる場の提供は価値のある事業である。シルバー人材を求め人への情報提供が不十分である。健康相談については、同じ団体からの依頼が多いという現状は、事業の広報を積極的に行う必要がある。事業が一定の団体の利用にとどまっていはいけい。介護保険サービス基盤整備については、今後さらに事業所が必要となることが予想されるため、対応の改善を図る必要がある。軽度生活援助についても、今後さらに必要とされる事業であり、年間利用者数は周知徹底により大幅に伸びると考えられる。利用を望むすべての人が利用できるよう体制を整えられたい。配食サービス事業については、今後津市の重要施策として、発展させていってほしい。多少は個人負担があっても生活の基本である「食」を満たすということは何より大切である。緊急通報は、一人暮らし高齢者すべてに緊急設置すべきである。脳梗塞などですぐ通報できる場合とそうでない場合とでは命をも左右する。

2 今後の取組についての提言

高齢者にとって安心して住める津市は誰にとっても住みやすい津市である。一人暮らしになっても、介護が必要になっても津市にいる限り、安心と感じられる体制を作ることが望ましい。例えば、病気になったときの緊急通報の完備、必要な高齢者（時には高齢者ばかりでなく）に配食サービスの完備である。最優先課題を議論し、着実に成果を上げていってほしい。健康保持増進、緊急通報、食の保障、ここから取り組んでいけばどうか。

どの事業も周知が不十分では活用されない。情報提供に努められたい。

高齢社会の進展に伴い、どの事業もさらなる充実が望まれる。介護に関する事業の充実とともに、病気にならない、機能の低下を招かない予防の取組みも充実を期待する。この面では「大きな津市」を目指してほしい。

施策の体系：分野別施策 施策分類：外国人の人権

評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

外国人の人権問題の解決や、多文化共生の推進について、国際交流事業、外国語講座の開催、日本文化の紹介事業などの報告を受けた。

現在、日本には外国人住民は200万人を超え、三重県においても49,076名（平成21（2009）年12月31日現在）、津市にも8,540名（人口比率2.93%）が在住している。

親子国際交流、日本語教室の開催など、力を注いでいる地域もあり、このように増えてきた外国人住民のための取組みは今後とも継続して行っていただきたい。

2 今後の取組についての提言

地域における外国人住民への取組みの格差が見受けられる。外国人住民は年々増加傾向にあるが、外国人住民には、在日韓国朝鮮人のように日本における歴史が100年を超える人々もいる。そして入管法の改正によって、日本に來られたいわゆる「新渡日^{*6}」の人々もいる。その新渡日の人もすでに日本に来て20年を過ぎようとしている。当然、子どもたちは在日韓国朝鮮人と同じように日本で生まれ、日本で育っている。その子どもたちの人権を守るためにも地域はもちろん、学校においてもアイデンティティを守れる、持てるよう各学校に教育委員会から通達を出すべきである。そして、地域の中で、外国人住民に対して「同じ地域住民」としての意識を持てるような活動、広報をお願いしたい。例えば、集住地区においては、ゴミの分別とか、祭りなどの情報提供をするだけではなく、地域住民として活動ができるような機会を考えていくべきである。

外から外国人住民を見るのではなく、例えば、民生委員のようなポストに当事者の意思を代表できる人を選出し、さまざまな施策に参画できるよう考えていくべきである。

多文化共生、その意義を津市民全体で考え、外国人住民が津市に住んでいてよかったと感じられる施策を講じるべきである。

施策の体系：分野別施策 施策分類：さまざまな人権課題・その他の人権
評価ランク：C（ある程度進んだ）

1 取組の評価

性感染症、薬物などについての正しい知識の普及および啓発については、「具体的な取組みを実施しなかった」とあるが、薬物乱用、喫煙、飲酒などの防止は早期啓発が効果的といわれている。中学生や保護者などへ防止に向けた啓発を早急に実行すべきである。インターネットなどにおける人権侵害への対応については、差別事象の通報が直接あるとは限らないので、サイトパトロールを実施することが必要である。人権啓発推進事業については、さまざまな人権課題を取り上げ、子どもから高齢者まで幅広い年代の人へ啓発を促す必要がある。一人でも多くの住民に啓発できるよう工夫が必要である。応急診療所管理運営事業・救急医療事業については、住民の救急時の医療に対応している点は評価できる。生活保護事業については、経済不況が続くと思われる現在、必要としている人に対して十分に対応し、生活困窮者や自殺者を出さないようにしたい。環境調査事業については、人は十分な環境保全の下で健康で安全に暮らす権利がある。それとともに、申立人のプライバシー保護については十分に配慮すべきである。労働者対策事業については、前年度の課題・問題点などに「勤労者資金貸付事業の利用実績が少ないこと」とあるが、利用しやすい条件整備が必要ではないか。

2 今後の取組についての提言

時代とともに人権課題も複雑化し多岐にわたるものと考えられる。関係機関との連携は欠かせない。プライバシーに配慮しつつ情報の共有が求められるものと考えられるので環境整備を急ぐ必要がある。

さまざまな人権課題は、範囲が広く多様な問題に対応を求められる。的確に対応されたい。

用語解説

※1 バリアフリー

障壁がないこと。とくに高齢者や障がい者の日常生活に妨げとなるさまざまな障壁をなくしていくことをいう。一般的に都市施設における段差などの「物理的な障壁」の排除をさすことが多いが、それ以外に資格取得や就学、就職などにおける「制度的な障壁」、コミュニケーションなどでの「文化・情報面での障壁」、住民の無理解による「意識上の障壁」などをなくしていくこと。

※2 ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女、障害・能力の有無などを問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザインをいう。

※3 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や親密な関係にある（または親密な関係にあった）者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、無視する、怒鳴る、脅すなどの精神的暴力がある。

※4 識字学級

生活に必要な文字や言葉の学習を求めながらも、差別による貧困などの理由で、学校に通えず学習の機会を得ることのできなかった人たちの学習権を保障し、人とのつながりを大切にしながらさまざまな学習機会の充実を図る学びの場をいう。

※5 セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動をし、それに対する対応によって、相手に不利益を与えたり、生活環境を害したりすることをいう。平成11（1999）年に施行された「改正男女雇用機会均等法」において、雇用管理上の配慮が義務付けられている。

※6 新渡日

外国人登録者のうち、平成2（1990）年以降に来日した人々のこと。平成2（1990）年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、日本国籍を有しない日系二世や三世に新たな在留資格が認められたことにより急増した。三重県では南米より渡日した人が多い。

津市人権施策審議会委員名簿

平成22年10月29日評価時現在

氏名	所属団体・職名
あさお ゆきこ 浅生 幸子（副会長）	津人権擁護委員協議会委員
あらかわ てつろう 荒川 哲郎（会長）	三重大学教育学部教授
いまむら たかゆき 今村 孝之	反差別・人権研究所みえ主任研究員
うえむら ちえこ 植村 知恵子	公募委員
うめばやし よしゆみ 梅林 慶文	津市子ども会育成者連合会事務局長
おおた よしこ 太田 美子	連合三重執行委員
おかざき えいち 岡崎 英知	公募委員
おかの みつき 岡野 美次	津地方法務局人権擁護課長
かわぐち せつこ 川口 節子	フレンテみえ企画・運営サポーター
さいとう みえこ 齋藤 美恵子	津市身障者福祉連合会長
さかの まさる 阪野 優	公募委員
たかつる かほる 高鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会長
たかぎ ますみ 高木 真清	公募委員
たなべ まきこ 田部 眞樹子	津子どもNPOセンター理事長
つじ まゆみ 辻 眞由実 ロザリーナ	津市国際交流協会理事
ながとも まさてる 長友 薫輝	三重短期大学生生活科学科准教授
にしかわ まさし 西川 正志	津市自治会連合会幹事
はん ぐう 韓 久	在日本大韓国民団三重県地方本部事務局長
わかなみ まちる 若浪 常	津市民生委員児童委員連合会会長

（50音順）